

第5版

平成28年熊本地震で  
被災された皆さまへ

～生活再建に向けて～

平成28年熊本地震被災者支援メニュー

〈H29.6.1現在〉

平成28年熊本地震によりお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りいたしますとともに、被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

益 城 町

## 被災された皆さまの生活再建に向けて（目次）

No.	種 別	項 目 第4版（修正版）以降、◎＝追加 ○＝内容に変更あり ×＝受け付け等終了	り災証明書判定(住家)			ページ
			全壊	大規模半壊	半壊	
1	証明書	り災証明書の交付	－	－	－	1
2	住まい	×民間賃貸住宅借り上げ事業(みなし応急仮設住宅)	○	○	△	1
3	住まい	応急仮設住宅	○	○	△	1
4	住まい	×被災住宅の応急修理	△	○	○	2
5	住まい	◎補修工事（見積書、契約、工事内容）に関する相談	－	－	－	2
6	住まい	×居住用ユニットハウスなどのリース事業	△	△	－	2
7	生活支援	◎住宅金融支援機構による災害復興住宅融資等に関する相談	－	－	－	2
8	生活支援	◎熊本地震で二重の住宅ローンを抱える方への支援	－	－	－	3
9	生活支援	×被災家屋などの解体・撤去および処分	○	○	○	3
10	生活支援	◎被災した宅地の復旧	－	－	－	4
11	環 境	地震による災害ごみの受け入れ	－	－	－	5
12	生活支援	被災者生活再建支援制度	○	○	△	7
13	弔慰金・見舞金	×日本財団による弔慰金および住宅損壊見舞金	○	○	－	8
14	弔慰金・見舞金	災害弔慰金・災害障がい見舞金	－	－	－	8
15	義援金	災害義援金 <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">「一部損壊」も該当あり</span>	○	○	○	9
16	貸し付け	×災害援護資金	○	○	○	10
17	貸し付け	◎社会福祉協議会による生活福祉資金、福祉費の貸し付け	－	－	－	10
18	法 律	◎熊本県弁護士会による無料相談	－	－	－	11
19	法 律	◎熊本県司法書士会による被災者支援無料法律相談	－	－	－	11
20	生活支援	×町民憩の家の無料入浴サービス	△	△	△	12
21	証明書	各証明書の交付手数料の免除	△	△	△	12
22	税	町税の納税猶予	△	△	△	13
23	税	×個人町県民税の減免	△	△	△	13
24	税	×固定資産税の減免	△	△	△	13
25	税	×住宅を取り壊した場合の住宅用地の固定資産税軽減制度	－	－	－	13
26	税	国民健康保険税の減免	△	△	△	13
27	保 険	後期高齢者医療保険料の減免	○	○	○	15
28	保 険	国民年金保険料の免除	○	△	△	16
29	保 険	介護保険料の減免	○	○	○	16
30	保 険	医療保険の窓口負担、介護保険サービス利用料の免除	○	○	○	17
31	保 険	国民健康保険・後期高齢者医療制度の一部負担金の還付	－	－	－	17
32	障がい福祉	自立支援医療(更生・育成・精神通院)の所得区分の変更	－	－	－	19
33	保育料	保育料の減免	○	○	○	19
34	納 付	○公金(税、使用料など)の納付	－	－	－	20
35	人材派遣	×災害ボランティアの派遣	－	－	－	20
36	情報発信	情報の発信	－	－	－	20

○＝該当、△＝場合によって該当

# 1 リ災証明書の交付

税務課 ☎ 096-286-3380

リ災証明書は、地震などで被災した家屋や事業所などの被害の程度を証明する書類です。町が被害家屋の現地調査を行い発行するもので、全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊の区分で被害の程度を認定します。なお、**証明書発行にかかる2次・2次再調査の相談・申請受け付けは終了しました。**

## 【交付場所】

役場仮設庁舎 税務課

## 【交付手数料】

無料

## 【交付に必要なもの】

- 身分証明書（免許証など） ● 調査済証（調査済証がなくても手続きできます）
- 委任状（同一世帯でない方が受領する場合）

# 2 民間賃貸住宅借り上げ事業（みなし応急仮設住宅）

生活再建支援課 ☎ 096-289-1400

**申請受け付けを終了しました。**

# 3 応急仮設住宅

生活再建支援課 ☎ 096-289-1400

平成28年熊本地震により住家が全壊または大規模半壊の被害を受け、自らの資力では住宅を確保することができない方に対し、簡単な住宅を仮設し、一時的な住居の安定を図るものです。

## 【対象となる方】

（①、②、および③～⑤のいずれかに該当する方）

①平成28年4月14日時点で益城町に住所を有する方

②みなし仮設住宅や応急修理制度の公的援助を受けていない方

③今回の災害で住家が**全壊**または**大規模半壊**となり、居住する家がなく、自己の資力では住家の確保が困難な方

④二次災害等により住宅が被害を受けるおそれがある、ライフライン（水道、電気、ガス、道路など）が途絶している、地すべり等により避難指示等を受けているなど、長期にわたり自らの住居に居住できない方

⑤「**半壊**」であっても、住み続けることが危険な程度の傷みや、生活環境保全上の支障となっている損壊家屋等、取り壊さざるを得ない家屋の解体・撤去に伴い、自らの住居に居住できない方

## 【申込期間】

随時募集しています。

## 【申込場所】

役場仮設庁舎 生活再建支援課

## 【入居期間】

最長2年間

## 【入居費用】

- 住宅使用料／無料 ● 光熱水費（電気・ガス・水道料）など／自己負担

## 【入居者の審査・決定】

入居要件を審査した後、決定します。

## 4 被災住宅の応急修理

復興整備課 ☎ 096-289-2930

申請受け付けを終了しました。

## 5 補修工事（見積書、契約、工事内容）に関する相談

公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター ☎ 0570-016-100

住まいのダイヤル（公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター）では、補修工事（見積書、契約、工事内容等）などについて、1級建築士が相談を受け付けています（無料）。

また、被災分譲マンションについての弁護士・建築士による専門家相談も受け付けています（無料）。

### 【受付時間】

10：00～17：00（土日、祝日を除きます）

※固定電話からおかけになる場合は、市内料金で通話できます。

※PHS や一部のIP 電話からは、03-3556-5147 へおかけください。

## 6 居住用ユニットハウスなどのリース事業

生活再建支援課 ☎ 096-289-1400

申請受け付けを終了しました。

## 7 住宅金融支援機構による災害復興住宅融資等に関する相談

生活再建支援課 ☎ 096-289-1400

平成28年熊本地震で被災された方の早期復興の支援のための、災害復興住宅融資相談を行っています。

### 【対象となる方】（主な要件）

個人住宅	賃貸住宅	マンションの共用部分 リフォーム
①被害が生じた住宅の所有者または居住者で自身が居住するために住宅を建設、購入または補修する方 ②り災証明書が交付されている方	①被害が生じた賃貸住宅の所有者、賃借人または居住者で住宅を建設、または補修する方 ②り災証明書が交付されている方	①被災したマンションの共用部分の補修を行う管理組合 ②共用部分が被災したことを証する、り災証明書が交付されている管理組合 ③修繕積立金が一年以上定期的に積み立てられており、管理費や組合費と区別して管理され、滞納割合が10%以内であること
※り災証明書 ・住宅の被害の程度が「全壊」、「大規模半壊」または「半壊」の方（「一部損壊」を除きます） →建設、購入または補修のための融資を利用できます。 ・り災証明書が交付されている方 →補修のための融資を利用できます。		

### 【場所】（個人住宅の相談のみ）

役場仮設庁舎 1階相談室

### 【日時】

毎週水曜日 10：00～16：00（祝日、年末年始は除きます）

### 【問い合わせ先】

融資内容等の詳しいお問い合わせは下記まで

- 個人住宅

住宅金融支援機構お客さまコールセンター（災害専用ダイヤル）

☎ 0120-086-353（通話料無料）

※受付時間…土日を含む9：00～17：00（祝日、年末年始を除きます）

- 賃貸住宅・マンション共用部分リフォーム

住宅金融支援機構九州支店まちづくり業務グループ

☎ 092-233-1509

※受付時間…9：00～17：00（土日、祝日、年末年始を除きます）

## 8 熊本地震で二重の住宅ローンを抱える方への支援

熊本県住宅課 ☎ 096-333-2547

県は、熊本地震により自ら居住していた住宅に被害を受け、被災住宅に係るローンを有する方が、新たな住宅ローンを組んで住宅を再建する場合の負担を軽減するため、利子相当額（50万円を上限）を補助します。

### 【対象となる方】

住宅に一部損壊以上の被害を受け、二重の住宅ローンを抱えることとなった方で、以下の①～③をすべて満たす方

① 300万円以上の新たな住宅ローン（※1）を契約したこと

② 被災住宅の既存ローン（※2）残高が500万円以上あること（※3）

③ 世帯員に課税所得金額が780万円を超える方がいないこと

※1 熊本県内での住宅の新築、増築、住宅の建設、購入、増改築および補修、居住する住宅に係る宅地の購入または補修を目的に金融機関等から借入れをした資金で、平成28年4月15日以降平成32年3月31日までに金銭消費貸借契約をしたもの

※2 熊本県内での住宅の新築、増築、住宅の建設、購入、増改築および補修、居住する住宅に係る宅地の購入または補修を目的に金融機関等から借入れをした資金で、平成28年4月14日以前に金銭消費貸借契約をしたもの

※3 新たな住宅ローンを契約した日の前月末時点

### 【補助金額】

既存の住宅ローンにかかる利子相当額（元利均等毎月償還による算定額（上限50万円））

### 【申請期間】

平成32年3月31日まで

※補助申請は、新たな住宅ローンの契約時点から、原則3か月以内に申請してください。

### 【申請書】

県住宅課および各市町村の担当窓口で配布しています。県住宅課のホームページからもダウンロードできます。

## 9 被災家屋などの解体・撤去および処分

環境衛生課 ☎ 096-289-8077

平成28年熊本地震により被災し、「り災証明書」で全壊または大規模半壊、半壊と判定された家屋などについて、所有者の申請および同意に基づき、町が代行して公費により解体・撤去を行う制度です。

#### ◆公費解体・撤去

申請受け付けを終了しました。

※特別な事情などで申請がお済みでない方は、環境衛生課までご連絡ください。

##### 【公費解体をお待ちの方へ】

- 解体撤去に必要な準備
  - ・電気・ガス・水道・浄化槽維持管理などの停止手続き、浄化槽汚泥、し尿の汲み取りなどの手続きは、解体工事前に済ませてください。
  - ・解体家屋の中にある廃棄物（可燃物、不燃物、プラスチック製品など）や貴重品など必要な家財は、できる限り回収しておいてください。
  - ・回収した廃棄物は、地域の収集場所に出すなど適正な処分をお願いします。
- 貴重品など事前に回収できない場合
  - ・解体中、解体業者ができる限り貴重品などを回収しますので、事前立会いの際にお渡しする「貴重品・思い出の品回収希望リスト」の記入をお願いします。
  - ※ご希望に添えない場合があります。
- 立会いをする場合
  - ・解体工事を行う現場では、重機等の往来や解体家屋等の倒壊などの恐れがあります。現地調査時の「事前立会い」、着工時の「工事立会い」をされる場合は、現場の解体業者などの指示に従ってください。

#### ◆自費解体・撤去

申請受け付けを終了しました。

## 10 被災した宅地の復旧

復旧事業課 ☎ 096-289-8308

#### ◆益城町宅地復旧支援事業（熊本地震復興基金）

熊本地震により被災した、のり面・擁壁の復旧、地盤の復旧、地盤の改良、住宅基礎の傾斜修復工事費の一部を補助します。

##### 【対象となる方】

平成28年熊本地震発生時に住宅の用に供されていた土地の所有者等（管理者または占有者は、所有者の承諾を得たもの）

##### 【対象宅地】（用途）

- 戸建住宅
- アパートおよびマンション（賃貸・分譲）
- 店舗（事務所）併用住宅（住宅の用に供する部分）

##### 【対象外の用途】

- 敷地内に家屋がない倉庫、納屋・工場・事業用の倉庫
- 社宅、店舗、事務所（併用住宅の店舗（事務所）の用に供する部分）等

##### 【対象工事】

- (1) のり面の復旧工事
- (2) 擁壁の撤去復旧工事
- (3) 地盤の復旧工事（陥没への対応工事）
- (4) 液状化再度災害防止のための地盤改良工事（液状化が確認できる書類が必要）
- (5) 住宅基礎の傾斜修復工事（住宅建屋の基礎の沈下または傾斜を修復する工事）

※ 上記工事に関する調査および設計費を含む。

※ 地震後の復旧工事で、既に工事が完了しているものも含む。

### 【補助額】

工事費から 50 万円を控除した額の 2 / 3 (1,000 円未満の端数は切り捨て)

※工事費が 1,000 万円以上の場合、補助額は 633 万 3 千円を限度とします。

### 【手続き】

申請窓口：復旧事業課建築係（町中央公民館講堂）

※相談の際は、被害状況がわかる写真等をご持参ください。

### ◆宅地耐震化推進事業

熊本地震により被災した宅地擁壁の復旧等を公共事業として行います。

### 【対象工事】

避難路等に影響を及ぼす擁壁の復旧工事等

### 【要件】

以下の①～③すべての要件を満たす盛土造成地

①盛土（擁壁、斜面）の高さが 2 m 以上の盛土造成地

②盛土造成地（擁壁、斜面）の上に家屋が 2 戸以上ある

③町で定める災害時の避難路に面している盛土造成地（擁壁、斜面）

※すでに復旧工事を行ったものは対象外です。

※ひび割れ、目地詰めなどの補修工事のみは対象外です（ただし、益城町宅地復旧支援事業の対象となります）。

### 【注意点】

- ・本事業にて施工した擁壁は、宅地所有者にて日常の管理を行ってください。
- ・擁壁が再度被災しても、本町による復旧は行いません。
- ・本事業にて施工した擁壁は、家屋が存続する期間中、原則として撤去や変更ができません。

### 【工事費用】

対象となる工事費用は町が負担します。

※支障物件（工事の影響範囲にあるカーポート・樹木等）の移転は対象工事に含まれないため原則、宅地所有者の負担にて移転してください。

### 【手続き】

申請窓口：復旧事業課建築係（町中央公民館講堂）

※本事業は、事前に職員立会いによる現地確認を行い、対象の盛土造成地がすべての要件を満たしていることを確認されたものに限りします。

## 11 地震による災害ごみの受け入れ

環境衛生課 ☎ 096-289-8077

平成 28 年熊本地震により発生した災害廃棄物の受け入れを、現在、一次仮置場で行っています。なお、搬入には「災害ごみ搬入証」が必要です。

### 【受け入れ日時】

日曜・祝日を除く

9：00～12：00、13：00～16：00

※仮置場の状況および天候などの理由により、受け入れを中止する場合があります。

※仮置き場内は、安全管理のためヘルメット着用のご協力をお願いしていますので、ご了承ください。

### 【場所】

益城中央小学校跡地（町陸上競技場東側）

### 【受け入れ品目】

品目ごとに分別を徹底してください。

- ①家具類…家具、加工されている木材
  - ②木（柱、生木）…建材、加工されていない木材。※抜根は受け入れ不可です。
  - ③布団・畳…布団、畳、むしろ等
  - ④家電4品目…洗濯機、デジタルテレビ、冷蔵庫、エアコン
  - ⑤パソコン…パソコン（キーボード、ディスプレイ等）
  - ⑥その他家電…基本的にコンセントが付いているもの
  - ⑦金属…金属等      ⑧ガラス・陶磁器…割れた茶碗、食器等
  - ⑨ソファ、スプリングマット
  - ⑩大型プラスチック…ごみ袋に入らないプラスチック（農業用品除く）
  - ⑪スレート壁材…石膏ボード、スレート、モルタル、ケイ酸カルシウム板（ケイカル板）、ラース
  - ⑫コンクリート…コンクリート瓦、ブロック塀等      ⑬瓦…焼瓦、陶器瓦
- ※上記以外の品目については仮置場にて相談してください。  
 ※消火器、タイヤ、農薬、農業用品などの処理困難物や危険物、土砂、ブラウン管テレビは受け入れ不可です。

◆「災害ごみ搬入証」について

【申請場所】

役場仮設庁舎 環境衛生課

【申請者となる方】

損壊家屋等の所有者

【申請に必要なもの】

- 申請書   ●り災証明書の写し   ●損壊家屋等所有者の身分証明書の写し
- ※業者等が代理で申請する場合は、家屋等所有者からの「委任状」を添付してください。  
 ※申請書および委任状は、環境衛生課窓口で取得するかホームページよりダウンロードしてください。

【有効期間】

搬入許可から最長1週間

【発行枚数】

- 1件あたり2枚まで
- ※搬入証は、常に車両のダッシュボードの見えるところに置いてください。  
 ※使用する車両ナンバーがわかる場合は控えてご持参ください。  
 ※搬入証の複製使用を禁止します。搬入証の複製使用が明らかになった場合、一次仮置場への搬入をお断りします。  
 ※有効期限が過ぎた搬入証での搬入はできません。  
 ※ボランティアに搬入を依頼する場合も、同様に「災害ごみ搬入証」が必要です。  
 ※ごみ搬入が終わったら、この搬入証は各自処分をお願いします。

【更新（再申請）】

搬入証を更新する場合、前回の搬入証（原本）を持参されると、り災証明書の写しと身分証明書の写しを省略することができます（申請書は必要）。

◆注意点

- 平成28年熊本地震により発生した災害ごみしか搬入できません。
- 搬入場所は、益城町が指定する災害廃棄物一次仮置場に限られます。
- 一般家庭ごみ（燃えるごみ、燃えないごみ、ペットボトル、空き缶、プラスチック容器包装）は、ごみ袋に入れて決められた曜日に、ごみステーションに出してください。

## 12 被災者生活再建支援制度

生活再建支援課 ☎ 096-289-1400

平成 28 年熊本地震により住家が全壊するなど著しい被害を受けた世帯に「被災者生活再建支援金」を支給します。

### 【対象となる方】

- ①住家が全壊した世帯
- ②住家が大規模半壊した世帯
- ③住家が半壊し、または住家の敷地に被害が生じ、その住家の倒壊による危険を防止するため必要があること、居住するために必要な補修費などが著しく高額となること、その他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住家を解体し、または解体されるに至った方（世帯）※「解体世帯」として「全壊世帯」と同等の支援が受けられます。

### 【内容】

支援金の支給額は、以下の 2 つの支援金の合計額となります。

- ①住家の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）
- ②住家の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

区分		①基礎支援金 (被害程度)	②加算支援金 (住宅再建方法)		合計①+②
複数世帯 (世帯の構成員 が複数)	全壊世帯 解体世帯	100 万円	建設・購入	200 万円	300 万円
			補修	100 万円	200 万円
			賃貸	50 万円	150 万円
	大規模半壊世帯	50 万円	建設・購入	200 万円	250 万円
			補修	100 万円	150 万円
			賃貸	50 万円	100 万円
単数世帯 (世帯の構成員 が単数)	全壊世帯 解体世帯	75 万円	建設・購入	150 万円	225 万円
			補修	75 万円	150 万円
			賃貸*	37.5 万円	112.5 万円
	大規模半壊世帯	37.5 万円	建設・購入	150 万円	187.5 万円
			補修	75 万円	112.5 万円
			賃貸*	37.5 万円	75 万円

\* 加算支援金（賃貸）は、「公営住宅」、「民間賃貸住宅借上げ事業（みなし応急仮設住宅）」、「応急仮設住宅」などによる入居は対象となりません。

### 【申請期限】

- ①基礎支援金：平成 30 年 5 月 13 日（1 年間延長となっています）
- ②加算支援金：平成 31 年 5 月 13 日

### 【手続き】

申請に必要な書類は、被害の状況に応じて異なります。

区分、必要書類		全壊	全壊扱い		大規模半壊
			半壊により解体	敷地被害により解体	
基礎支援金	①	り災証明書	○	○	○
	②	滅失登記簿謄本 または解体証明書		○	○
		敷地被害証明書類			○
③	預金通帳の写し	○	○	○	○
加算支援金	④	契約書などの写し	○	○	○

※「半壊」または「大規模半壊」のり災証明書を受け、あるいは住家の敷地に被害が生じるなどして、そのままにしておくとは非常に危険であったり、修理するにはあまりにも高い費用がかかるため、これらの住家を解体した場合には、そのことを証明する「解体証明書」（町が発行）または法務局発行の「滅失登記簿謄本」が必要です。敷地被害による解体の場合は、上記に加えて、敷地被害を証明する書類（宅地の応急危険度判定結果、敷地の修復工事の契約書など）が必要です。

※世帯主が亡くなっている場合には、死亡された世帯主の住民票除票が必要です。なお、単身世帯が支給を受ける前（申請後の場合も含む）に亡くなられた場合もしくは世帯の全員が亡くなられた場合は、支給されません（支援金は相続の対象となりません）。

## 13 日本財団による弔慰金および住宅損壊見舞金

日本財団災害復興支援センター熊本支部

申請受け付けを終了しました。

## 14 災害弔慰金・災害障がい見舞金

生活再建支援課 ☎ 096-289-1400

### ◆災害弔慰金

平成 28 年熊本地震によりお亡くなりになった方（関連死を含む）のご遺族に対して支給します。

#### 【対象となる方】

平成 28 年熊本地震によりお亡くなりになられた方のご遺族

※遺族の範囲・順位：①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母

#### 【支給額】

- 亡くなった方が生計維持者の場合 500 万円
- 生計維持者以外の場合 250 万円

※弔慰金の額は、死亡者の世帯における生計維持の状況により異なります。

### ◆災害障がい見舞金

平成 28 年熊本地震により心身に重度の障がいを受けた方に対して支給します。

#### 【対象となる方】

平成 28 年熊本地震により重度の障がいを受けた方

※医師の診断書が必要です。

※障がいの程度は、労働者災害補償保険法施行規則別表第 1 に規定する 1 級の障がいに準拠したもので、次のとおりです。

- ①両目が失明した方 ②咀嚼および言語の機能を廃した方
- ③神経系統の機能または精神に著しい障がいを残し、常に介護を要する方

- ④胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残し、常に介護を要する方
- ⑤両上肢をひじ関節以上で失った方      ⑥両上肢の用を全廃した方
- ⑦両下肢をひざ関節以上で失った方      ⑧両下肢の用を全廃した方
- ⑨精神または身体の障がい重複する場合における当該重複する障がいの程度が各前号と同程度以上と認められる方

**【支給額】**

- 重度の障がいを受けた生計維持者      250 万円
- 重度の障がいを受けたその他の方      125 万円

**【申請に必要なもの】**

- 医師による診断書

## 15 災害義援金

生活再建支援課 ☎ 096-289-1400

### ■熊本県配分■

熊本県の「平成 28 年熊本地震義援金配分委員会」において決定され、県から益城町へ配分された義援金について、県の基準に基づき対象となる方へ配分します。

**【対象となる方】**

「平成 28 年熊本地震」により、益城町で被災された方、および被害を受けた住家に居住していた世帯の世帯主

◆人的被害

- 死亡された方がいる世帯
- 重傷を負われた方がいる世帯
  - ※ 「重傷」とは、地震によって負傷し、医師の診断を受けた結果、1 か月（30 日）以上の治療を要する場合です。被災に直接起因しない場合（被災後の後片付け作業中に骨折したなどの 2 次災害）は対象外です。

◆住家被害

- 住家が全壊した世帯
- 住家が大規模半壊・半壊した世帯
  - ※ 住家が全壊・大規模半壊の世帯の方で、すでに被災者生活再建支援金の申請がお済みの方は、支援金振込口座へ振り込みますので、義援金配分の申請は必要ありません。
- 住家が一部損壊の世帯で、修理費が 100 万円以上の場合

**【現在の配分額】**

義援金配分の対象となる世帯		配分金額	申請者（受け取り者）
人的被害	死亡された方がいる世帯	1 人につき 100 万円	配偶者、子、父母、孫、 祖父母のうち支給順位が最も高い方
	重傷を負われた方がいる世帯	1 人につき 10 万円	世帯主
住家被害	住家が全壊した世帯	1 世帯につき 80 万円	世帯主
	住家が大規模半壊・半壊した世帯	1 世帯につき 40 万円	世帯主
	住家が一部損壊の世帯 (修理費が 100 万円以上)	1 世帯につき 10 万円	世帯主

## 【申請に必要なもの】

- 平成 28 年熊本地震災害義援金交付申請書
- り災証明書の写し ●世帯主名義の通帳の写し
- 申請に来られた方の本人確認が出来るもの（運転免許証や保険証など）

※重傷者の申請の場合、「医師の診断書」

※一部損壊での申請の場合、領収書、工事（修理）箇所がわかる書類（内訳書、明細書、見積書など）

### ◆一部損壊の場合

#### 【受付期限】

平成 30 年 3 月 30 日

#### 【修理対象範囲】（県内統一基準）

日常生活に欠くことのできない部分の工事で、内装や外構のみ、家電製品の修理、購入などは対象となりません。

◆対象となるもの ●屋根、柱、床、外壁、基礎等・ドア、窓等の開口部（ガラス、鍵の交換も含む） ●上下水道、電気、ガス等の配管配線、吸排気設備（換気扇等） ●衛生設備（便器、浴槽等）、給湯設備（電気温水器等） ※前記の対象箇所、部分であっても壊れていない場合の取り換えやリフォーム、グレードアップは対象となりません。

◆対象とならないもの ●内装（間仕切り壁、壁紙、天井の仕上げ、ふすま、障子等、畳） ●外構（門、車庫、カーポート、塀、柵等） ●家電製品

## ■益城町配分■

国内外の多くの皆さまから益城町へお寄せいただいた義援金を、熊本地震により益城町で被災された方および被害を受けた住家に居住していた世帯を対象に、次のとおり配分させていただきます。

### 【現在の配分額】

	対象となる世帯	配分金額	配分対象
人的被害	死亡された方がいる世帯	1人当たり 10万円	直接死または関連死の認定を受けた方
	重傷を負われた方がいる世帯	1人当たり 5万円	地震に直接起因し 30日以上の治療を要した方
住家被害	住家が「全壊」した世帯	1世帯当たり 10万円	り災証明（居住家屋）が「全壊」
	住家が「大規模半壊」した世帯	1世帯当たり 5万円	り災証明（居住家屋）が「大規模半壊」
	住家が「半壊」した世帯	1世帯当たり 5万円	り災証明（居住家屋）が「半壊」
	住家が「一部損壊」した世帯	1世帯当たり 5万円	り災証明（居住家屋）が「一部損壊」

## 16 災害援護資金

生活再建支援課 ☎ 096-289-1400

申請受け付けを終了しました。

## 17 社会福祉協議会による生活福祉資金 福祉費の貸付

益城町社会福祉協議会 ☎ 096-214-5566

生活福祉資金の福祉費とは、低所得世帯（熊本地震を起因として勤務先の休廃業等により低所得となった場合を含む）や障がい者世帯、高齢者世帯（日常生活上療育または介護を要する高齢者が属す

る世帯に限る) に対して、日常生活を送るうえで一時的に必要な経費として貸付ける資金です。

今回の熊本地震で被災された皆さまの「住宅の補修」や「災害を受けたことにより臨時に必要なとなる経費」について、特例的に償還期間(返済の期間)等を延長してお貸しします。

#### 【貸付内容】

限度額：①住宅の補修・保全等のための資金 250 万円以内

②災害を受けたことにより臨時に必要な経費 150 万円以内(家具什器の買い替えや外壁、納屋の補修など(生活費は除く))

据置期間：貸付の日から2年以内

償還期間：据置期間終了後20年以内

連帯保証人：原則として1人必要(いない場合も借入申請は可能です)

貸付利率：無利子(連帯保証人ありの場合)または1.5%(連帯保証人なしの場合)

#### 【申し込みに必要なもの】

- 住民票謄本(全部記載)
- 所得・課税証明書(所得証明書および課税証明書)
- り災証明書
- その他、社会福祉協議会が審査のために求める書類

※住宅計画書や見積書など、資金の用途により提出していただく書類が異なりますので、益城町社会福祉協議会にご相談ください。

## 18 熊本県弁護士会による無料相談

熊本県弁護士会法律相談センター ☎ 096-325-0009

熊本地震で被災された住民の皆さまの相談に応えるため、熊本県弁護士会益城相談センターが開設されています。相談には予約が必要です。

#### 【日時】

毎週火・金曜日(祝日を除きます) 13:00～16:00

#### 【場所】

役場仮設庁舎 1階相談室

#### 【相談時間】

1件につき30分

#### 【無料の相談内容】

- 熊本地震に関する相談(同じ案件につき3回まで)
- 多重債務の相談
- 遺言・相続・労働者側の労働問題、被告や相手方になった民事・家事事件の係争中の代理人がいない方の相談(初回のみ)
- その他の相談で、日本司法支援センター(法テラス)の民事法律扶助制度を利用できる場合(それ以外の相談は5,400円)

※詳細は、予約の際にお尋ねください。

## 19 熊本県司法書士会による被災者支援無料法律相談

熊本県司法書士会 ☎ 096-364-2889 生活再建支援課 ☎ 096-289-1400

熊本地震で被災された住民の皆さまが抱えている、さまざまな悩みのご相談を受け付けています。予約は不要です。お気軽にご相談下さい。

#### 【場所】

役場仮設庁舎 1階相談室

## 【日時】

毎週月曜日（祝日、年末年始を除きます） 13：00～16：00

## 【法律相談の具体例】

- 自宅を公費解体しようとして登記簿を確認したら、昭和初期に登録されている全く知らない人の抵当権が残っていました。公費解体するには、これを抹消するか、抵当権者の相続人から印鑑をもらう必要があると聞きましたが具体的にはどうすればいいのでしょうか。
- 土地の名義が亡き祖父のままになっています。きちんと名義を変えようと思いますが、具体的にはどうすればいいのでしょうか。なお、相続人の中には、全く音信不通の人もいます。
- 隣地との境界上のブロック塀が今年に入ってから崩れ、隣の車に傷がつけました。隣人からは、修理代を半分みて欲しいと言われていました。正直去年の地震の影響があると思うのですが、応じないといけないのでしょうか。また、誰か間に入ってもらい、このような問題を話し合える場はありませんか。
- 隣の建物は長年空き家になっています。今回の地震がきっかけで今後私の方の方に崩れないか心配ですが、所有者すら分かりません。誰かにきちんと管理してもらうことはできないのでしょうか。
- 自宅の修理工事の請負契約を業者との間で締結しました。しかし、工事開始予定日になっても全く工事開始する気配すらありません。業者に問い合わせても、もう暫く時間が必要の一点張りで、目途すら教えてもらえません。このままでは工期に間に合わないのので、私から契約を解除したいのですが、相手の業者から多額の違約金を請求されてしまうのか不安です。
- 去年の地震後、暫く借金の催促はなかったのですが、今年に入ってから突然請求が来ました。これまでの未払い分もまとめて支払えと言われて困惑しています。どのように対応すればいいのでしょうか。

## 20 町民憩の家の無料入浴サービス

町民憩の家 ☎ 096-286-4193

終了しました。

## 21 各証明書の交付手数料の免除

住民保険課 ☎ 096-286-3112

平成 28 年熊本地震で被災された方の経済的負担を軽減するため、次の場合、証明書の交付手数料を免除します。

### 【対象となる方】

平成 28 年熊本地震で被災された方

### 【免除できる場合】

- 地震により、公営住宅に入居する場合
- 地震により、国または地方公共団体の援助を受ける手続きで提出が義務付けられている場合
- 地震により、家屋などの滅失登記を行う場合
- 災害復旧のために保険金を請求する場合
- 災害復旧のために融資を受ける場合 など

### 【免除できる証明書の種類】

- 住民票など ● 印鑑証明
- 印鑑登録証の再交付（印鑑登録証または登録印を地震により紛失した場合に限ります）
- 各種税証明書 ● 固定資産関係証明書

### 【申請に必要なもの】

- り災証明書 ※未交付の場合は、交付手数料免除申請書に被害状況についてご記入ください。

## 22 町税の納税猶予

税務課 ☎ 096-286-3116

平成 28 年熊本地震による被害の状況により、町税の納税を猶予（分割納付）できる場合があります。

### 【対象となる方】

平成 28 年熊本地震により被害を受けた方

## 23 個人町県民税の減免

税務課 ☎ 096-286-3380

申請受け付けを終了しました。

## 24 固定資産税の減免

税務課 ☎ 096-286-3380

申請受け付けを終了しました。

## 25 住宅を取り壊した場合の住宅用地の固定資産税軽減制度

税務課 ☎ 096-286-3380

申請受け付けを終了しました。

## 26 国民健康保険税の減免

税務課 ☎ 096-286-3380

平成 28 年熊本地震により被害を受けた方は、被害の程度に応じて国民健康保険税の減免を受けられる場合があります。すでに減免を受けている方は申請の手続きは必要ありませんが、2 次調査の判定で新たに半壊となった場合は申請書の提出が必要です。 ※国民健康保険税の減免が 9 月まで延長となりました。すでに減免を受けている方は、新たに申請する必要はありません。

### ◆対象①…世帯主が居住する住家に損害を受けた方

国民健康保険税の納税義務者で、住家のり災証明書が「全壊」または「大規模半壊」もしくは「半壊」である方

### 【減免割合】

り災証明書における住家の損害程度	減免の割合
「全壊」	全額免除
「半壊」または「大規模半壊」	1 / 2

### 【申請に必要なもの】

- 国民健康保険税減免申請書 ● 住家のり災証明書 ※コピー可 ● 印鑑

### ◆対象②…世帯主が死亡（災害弔慰金の支給を受けた場合）、または重篤な傷病を負われた方

### 【減免割合】

全額免除

### 【申請に必要なもの】

- 死亡の場合 ● 国民健康保険税減免申請書 ● 印鑑
- 重篤な傷病の場合 ● 国民健康保険税減免申請書 ● 医師の診断書 ● 印鑑

◆対象③…世帯主または世帯主以外の被保険者の行方が不明である方

【減免割合】

対象区分	減免の割合
世帯主が行方不明の場合	全額免除
世帯主以外が行方不明の場合	行方が不明である方の分の税額を全額免除

【申請に必要なもの】

- 国民健康保険税減免申請書
- 警察などに行方不明者に係る届出をしていることがわかる書類
- 印鑑

◆対象④…世帯主の収入減が見込まれる方

世帯主の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入のいずれかが減少することが見込まれ、その減少額（保険金などによる補てん額を差し引いた額）が、前年の当該収入額の3割以上あり、かつ合計所得金額が1,000万円以下である方

※「前年の合計所得金額」から、「減少することが見込まれる当該収入に係る前年の所得金額」を差し引いて得た額が400万円を超える方を除きます。

【減免割合】

次の表に定める対象保険税額に各区分による減免割合を乗じて得た額を減免します。

対 象	減免の割合	対象保険税額の算定方法
300万円以下	全額免除	対象保険税額 = A × B ÷ C A：平成28年度の国民健康保険税額 B：減少することが見込まれる当該収入に係る前年の所得金額（2種類以上ある場合は、その合計額） C：世帯主および世帯主以外の被保険者につき算定した前年の合計所得金額
300万円を超え400万円以下	8 / 10	
400万円を超え550万円以下	6 / 10	
550万円を超え750万円以下	4 / 10	
750万円を超え1,000万円以下	2 / 10	

※事業などの廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額等にかかわらず対象保険税額の全額が免除されます。

【申請に必要なもの】

- 国民健康保険税減免申請書
- 所得を明らかにする書類（確定申告書の控えなど）
- 保険金などを明らかにする書類
- 失業の場合（離職票、雇用保険受給資格者証など）
- 事業休廃止の場合（公的機関へ提出した休廃止届出書の写しなど）

【申請期限】

益城町税条例第18条の2の規定に基づき、申告、申請、納付の期限が延長されていますので、現時点では期限はありません。決定次第、お知らせします。

【その他】

複数の減免事由に該当する場合であっても、重複しての適用はありません。減免額が最も大きいものだけの適用となります。

◆減免期間

平成29年9月30日までの医療費

## 27 後期高齢者医療保険料の減免

住民保険課 ☎ 096-286-3113

平成 28 年熊本地震により被害を受けた方は、被害の程度に応じて後期高齢者医療保険料の減免を受けられる場合があります。減免を受けるには申請が必要です。保険料の減免対象者は、次の対象①～④のいずれかに該当する方です。

### ◆対象①…世帯主が居住する住宅に損害を受けた方

後期高齢者で、住家のり災証明書が「全壊」または「大規模半壊」もしくは「半壊」の方

#### 【申請に必要なもの】

- 住家のり災証明書 ● 保険証 ● 印鑑

### ◆対象②…世帯主が死亡し、または重篤な傷病を負われた方

#### 【申請に必要なもの】

- 死亡の場合 ● 戸籍（または除籍）謄本 ● 保険証 ● 印鑑 ● 死亡証明書、死亡診断書 など
- 重篤な傷病の場合 ● 医師の診断書 ● 保険証 ● 印鑑 ● 入院証明書 ● 障害者手帳 など

### ◆対象③…世帯主または世帯主以外の後期高齢者の行方が不明である方

#### 【申請に必要なもの】

- 保険証 ● 印鑑 ● 被災証明書など

### ◆対象④…世帯主の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入のいずれかが減少することが見込まれ、その減少額（保険金などによる補てん額を差し引いた額）が、前年の当該収入額の 3 割以上あり、かつ合計所得金額が 1,000 万円以下である方

※「前年の合計所得金額」から、「減少することが見込まれる当該収入に係る前年の所得金額」を差し引いて得た額が 400 万円を超える方を除きます。

#### 【減免割合】

次の表に定める対象保険料額に各区分による減免割合を乗じて得た額を減免します。

前年の合計所得金額等	減免の割合	対象保険料額
300 万円以下	全額免除	対象保険料額 = A × B ÷ C A：減免の対象となる後期高齢者の保険料額 B：減少することが見込まれる当該収入に係る前年の所得金額（2 種類以上ある場合は、その合計額） C：減免の対象となる後期高齢者の属する世帯の世帯主およびすべての後期高齢者につき算定した前年の合計所得金額
300 万円を超え 400 万円以下	8 / 10	
400 万円を超え 550 万円以下	6 / 10	
550 万円を超え 750 万円以下	4 / 10	
750 万円を超え 1,000 万円以下	2 / 10	

※事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額等にかかわらず対象保険料額の全額が免除されます。

#### 【申請に必要なもの】

- 所得を明らかにする書類（確定申告書の控えなど）
- 保険金などを明らかにする書類
- 保険証 ● 印鑑
- 失業の場合（離職票、雇用保険受給資格者証など）
- 事業休廃止の場合（公的機関へ提出した休廃止届出書の写しなど）

## ◆申請について

### 【申請期限】

平成 28 年度賦課分および平成 29 年度賦課分：平成 29 年 10 月 13 日

※平成 29 年 9 月に熊本県後期高齢者医療被保険者の資格を取得される方については、納期限前 7 日までが申請期限となります。

### 【申請書提出方法】

申請書は、住民保険課保険年金係の窓口で提出できるほか、郵送での提出もできます。

提出先：〒 861-2295 益城町大字木山 594 益城町役場 住民保険課保険年金係 あて

## 28 国民年金保険料の免除

熊本東年金事務所 ☎ 096-367-8144、住民保険課 ☎ 096-286-3113

平成 28 年熊本地震で被災し、住家や家財などについて損害を受けられた方は、国民年金保険料の全額または一部の免除を受けられる場合があります。

### 【対象となる人】

住家や家財等の財産の被害金額が、元の価格のおおむね 2 分の 1 以上の損害を受けた場合（保険などによる補てんがある場合は、その分が控除されます）

### 【免除の割合】

全額または一部免除 ※保険料が免除されると、将来受け取る年金の額が減少します。

### 【申請に必要なもの】

- 年金手帳（なくても可） ●印鑑（認めで可）
- り災証明書 ※コピー可

## 29 介護保険料の減免

福祉課 ☎ 096-286-3114

### 【対象となる方】

次の 1～3 をすべてを満たす方

1 次の各号のいずれかに該当すること

- ①第 1 号被保険者またはその属する世帯の生計を主として維持する方が、当該震災により住家、家財またはその他の財産について著しい損害を受けた場合
- ②第 1 号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する方が死亡した場合、または心身に重大な障がいを受け、もしくは長期間入院したことによりその方の収入が著しく減少した場合
- ③第 1 号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する方の収入が、事業または業務の休廃止、事業における著しい損失、失業などにより著しく減少した場合

2 熊本地震で被災され、受けた損害の程度がその住家、家財またはその他の財産の価格の 3 / 10 以上であること

### 【申請期限】

平成 29 年 10 月 2 日

### 【申請に必要なもの】

1 次に掲げる事項を記載した申請書

- ①第 1 号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する方の氏名、住所および個人番号
- ②減免を受けようとする保険料の額および納期限、または年金給付から徴収される特別徴収保険料額
- ③減免を必要とする理由

2 減免を受けようとする理由を証明できる書類

### 【減免期間】

減免の事由が発生した月から平成 29 年 9 月 30 日までの保険料

### 【減免割合】

全壊：全額免除

大規模半壊、半壊：1 / 2 減免

※事務処理の都合で、減免決定後に年金から控除される場合がありますが、後日、控除された額のうち減免額分を還付しますのでご了承ください。

## 30 医療保険の窓口負担、介護保険サービス利用料の免除

住民保険課 ☎ 096-286-3113、福祉課 ☎ 096-286-3114

平成 28 年熊本地震により被災され、下記の【免除要件】に該当する方が、医療機関を受診したり、介護保険サービスを利用する場合、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料の支払いが免除されます。免除を受けるには、窓口等において保険証および国民健康保険、後期高齢者医療制度の「一部負担金免除証明書」、または介護保険の「利用料免除証明書」の提示が必要です。

### 【免除対象】

平成 29 年 9 月 30 日までの診療、介護サービスなど

### 【免除要件】

- ①住家の全半壊、全半焼またはこれに準ずる被災をされた方
- ②主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負われた方
- ③主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④主たる生計維持者が業務を廃止、または休止された方
- ⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

### 【対象となる保険等】

- 国民健康保険 ● 後期高齢者医療制度 ● 介護保険 ほか

※「一部負担金免除証明書」、「利用料免除証明書」の発行申請方法など詳しいことについては、担当課にお問い合わせください。

## 31 国民健康保険・後期高齢者医療制度の一部負担金の還付

住民保険課 ☎ 096-286-3113

平成 28 年熊本地震により被災された益城町国民健康保険および後期高齢者医療保険加入者の医療機関窓口での一部負担金の猶予・免除について、「免除の要件に当てはまる方がすでに医療費を支払っている場合」は、申請により還付を受けることができます。

### 【対象となる方】

益城町国民健康保険および後期高齢者医療保険加入者のうち、後記「手順①の要件」に該当する方

### 【受付場所】

役場住民保険課保険年金係（益城町(中央)公民館内）

### 【申請方法・手順】 <還付申請手順>

◆手順①…それぞれの要件に応じた確認書類を用意してください。

要件	左欄の要件を確認するために必要な書類
住家が全半壊、全半焼またはこれに準ずる被災をした場合	り災証明書（写しでも可） ⇒住家の被災状況（半壊以上）を確認します。
主たる生計維持者が死亡した場合	死亡診断書、警察の発行する死体検案書

要件	左欄の要件を確認するために必要な書類
主たる生計維持者が「重篤な傷病」を負った場合 ※重篤な傷病…1か月以上の治療を有すると認められるもの	医師の診断書
主たる生計維持者の行方が不明である場合	警察に提出した行方不明届の写しなど
主たる生計維持者が業務を廃止・休止した場合	公的に交付される書類であって、事実の確認が可能なもの（税務署に提出する廃業届、異動届の控え等）
主たる生計維持者が失職し、現在収入がない場合	雇用保険受給資格者証、事業主等による証明

◆**手順②**…上記のほか、次の関係書類等も確認させていただきます。

※手順①を含め、手続きの際に関係書類が不足する場合は還付申請をお受けすることはできません。

区分	関係書類として必要な物	確認事項等
共通	医療費の領収証	医療機関において支払った一部負担金の額を確認するため ※領収証を紛失している場合は、可能な限り医療機関へ再発行を求めてください。支払証明書でも対応できます。
	保険証	加入状況、資格状況を確認するため
国民健康保険	世帯主名義の通帳等	医療費の還付金は世帯主名義の金融機関口座へ振り込みます。
	印鑑（スタンプ式不可）	申請書に押印していただくため
後期高齢者医療制度	被保険者本人名義の通帳等	医療費の還付金は本人名義の金融機関口座へ振り込みます。ただし、配偶者やご家族名義の口座等への振込をご希望の場合は、それらの振込先口座情報を確認するための通帳等をお持ちください。
	印鑑（スタンプ式不可）	申請書に押印していただくために必要です。 被保険者本人の認印⇒必ず必要です。 ※配偶者やご家族名義の口座へ振込を希望する場合は、振込先口座名義人の認印も必要となります。

※領収証は、申請前の整理にご協力をお願いします。

【今回の医療費還付の対象とならないもの】

- 平成28年4月13日以前受診分の全ての医療費
- 平成28年4月14日の地震発生時刻前受診分の医療費
- 入院時の食事代（標準負担額）
- 入院時の部屋代（差額ベッド代）
- その他、保険診療外の費用
- はりきゅう、あんま・マッサージ、整骨院等の受診費用

◆**手順③**…手順①と②の書類を住民保険課窓口へ持参し、「国民健康保険一部負担金還付申請書（窓口備付）」を記入、押印する。

### ◆還付までの流れ

国保の一部負担金の還付金については、申請後2～3週間程度を目安に国保世帯主名義の金融機関口座へ振り込みます。後期高齢の場合、熊本県後期高齢者医療広域連合において審査決定されますので、還付金の振り込みまで2～3か月かかります。

なお、振り込みの際は、還付金決定通知を送付することとしています。

## 32 自立支援医療(更生・育成・精神通院)の所得区分の変更

福祉課 ☎ 096-286-3115

平成28年熊本地震により、平成28年度の個人町民税が減免されることに伴い、自立支援医療費の所得区分が変更される場合があります。所得区分は、減免後の個人町民税の額で決定されます。所得区分を変更するには申請が必要です。

### 【自立支援医療費の自己負担上限額(月額)】

個人町民税の額	所得区分	更生医療・精神通院医療	育成医療	重度かつ継続に該当する場合*
235,000円以上	一定所得以上	対象外	対象外	20,000円
33,000円以上 235,000円未満	中間所得2	医療保険の自己負担限度額	10,000円	10,000円
課税以上 33,000円未満	中間所得1	医療保険の自己負担限度額	5,000円	5,000円
非課税 (本人収入800,001円以上)	低所得2	5,000円	5,000円	5,000円
非課税 (本人収入800,000円以下)	低所得1	2,500円	2,500円	2,500円

\*腎臓機能・小腸機能・免疫機能・心臓機能(心臓移植後の抗免疫療法に限る)・肝臓機能(肝臓移植後の抗免疫療法に限る)、精神疾患、医療保険の多数該当の方

※申請後の所得区分は、申請決定の翌月からの適用となります。

【申請期限】平成29年6月30日まで

## 33 保育料の減免

こども未来課 ☎ 096-286-3117

平成28年熊本地震により被災された方は、被災状況に応じて保育料の減免を受けることができます。

### 【対象となる方】

平成28年熊本地震により住家に被害を受けた方

### 【減免割合および期間】

住家の被害程度	減免対象期間	減免割合
全壊・大規模半壊	平成29年4月分～平成30年3月分	全額免除
半壊	平成29年4月分～平成30年3月分	1/2

### 【申請に必要なもの】

- 減免申請書
- り災証明書 ※コピー可

## 34 公金(税、使用料など)の納付

会計課 ☎ 096-286-3201

会計課(仮設庁舎)で、町の公金(税金や使用料など)の納付ができます。なお、各金融機関またはコンビニエンスストアでの納付もできます。取り扱い金融機関、コンビニエンスストアについては、納付書に記載してある納付場所をご確認ください。

※納付期限を過ぎるとコンビニエンスストアでは納付できません。

※水道料金につきましては、町水道センターでのお支払いもできます。

## 35 災害ボランティアの派遣

益城町社会福祉協議会 ☎ 096-214-5566

終了しました。

## 36 情報の発信

企画財政課 ☎ 096-286-3223

### ◆益城災害FMラジオ(周波数 89.0 MHz)

町のお知らせや生活情報などを放送しています。

#### 【放送時間】

- 生放送 ① 9:00 ② 13:00 (祝日を除く月・水・金曜)  
③ 18:00 (祝日を除く火・木曜)
- 再放送 次回生放送までの毎時00分
- リクエスト 毎時30分、週1回更新
- 益城の民話 ①②③終了後、週1回更新

### ◆スマホでも聞けます

「災害FM of using FM++」アプリを次のQRコードを利用してダウンロードしてください。



### ◆益城町ホームページ

随時更新しています。

### ◆広報ましき

毎月1日発行。町内全家庭に配布、みなし仮設住宅入居世帯に送付しています。

### ◆益城町防災行政無線

緊急を要する情報を一斉放送します。

